北方型住宅基準

第1 趣旨

北方型住宅基準(以下、「本基準」という。)は、北方型住宅に求められる性能等に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 理念

北海道にふさわしい豊かな住まい・住まいづくりの実現や寒さを防ぐ技術のみならず、暮らしや住まい方にも配慮しながら、良好な社会資産の形成と北国らしい生活文化の確立を目指すため、「北海道の気候風土に根ざした質の高い住宅の推進」に向けて、本基準を定める。

第3 定義

この基準における次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) BIS、BIS-E、BIS-M 一般社団法人北海道建築技術協会が「住宅等の温熱環境要件に関して高度な専門的知識を有し、正しい設計、精度の高い施工方法等を指導できる技術者、及び適切な断熱・気密施工技能を有する技術者を養成する事業及びこれを修得した技術者を断熱施工技術者」として認定した者
- (2)きた住まいるメンバー きた住まいる制 度 要 綱 で登 録された事 業 者をいう。
- (3) UA 値(外皮平均熱貫流率) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成 28 年経済産業省・国土交通省第 1 号、以下「基準省令」という。)第 1条第1項第2号イ(1)(i)の「外皮平均熱貫流率」をいう。
- (4) BEI(一次エネルギー消費量) 基準省令第1条第1項第 2号口(1)及び(2)の設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量の算出方法により算出された数値から、同令第4条第1項及び第5条第1項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値により算出した、設計一次エネルギー消費量の基準一次エネルギーからの削減率をいい、次の式により算出する数値とする。

設計 - 次エネルギー消費量/基準-次エネルギー消費量

- (5) C 値(相当隙間面積)「相当隙間面積」は、JISA2201:2003 の送風機による住宅等の気密性能試験法又は一般財団法人建築環境・省エネルギー機構の定める住宅の気密性能試験方法により測定した数値による。
- (6) 太陽光発電設備 太陽光を電気に変換するシステムであって、太陽電池その他これに付随する設備で構成されるものをいう。
- (7) 蓄電設備 リチウムイオン蓄電池 (バインド電池を含む)及びインバーター等の電力変換装置を備えたシステムであって、住宅のエネルギー利用のために使用されるものをいう。

第4 性能基準

本 基 準 の性 能については次の各号に定めるところによる。

(1) 北方型住宅(2005年基準)

4つの 基本性能	項目	内 容
長寿命	高い 耐久性	構造部材の耐久性を確保する対策が講じられた仕様とすること。(含水率 20%以下の乾燥材または集成材を使用、外壁に通気層を設置)。 小屋裏または屋根裏換気のための換気口を断熱方法及び屋根形状に応じて適切に設けること。
	維持管理の容易さ	給排水管等の維持管理が容易であるよう対策が講じられた 仕様とすること。(構造躯体・仕上材に影響を及ぼすことなく

		給 排 水 管 等 の補 修・点 検、排 水 管 の清 掃 を行うことができる こと。)
安心·健 康	高齢社会	高齢者等が安心して生活できるよう対策が講じられた仕様とすること。(住宅内の移動等に伴う転倒、転落等を防止するための基本的な措置、車いす使用者対応。)
	健康で 快適な 室内空間	ホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がない建築材料を使用するか、またはこれらと同等以上にホルムアルデヒドの発散量が少ない建築材料を使用すること。(F☆☆☆等級の使用等。) 必要な換気量と適切な換気経路が確保される換気システムとすること。 暖房方式は、セントラルヒーティングを原則とし、住宅内の室
環境との共生	省工ネ	温が適正に確保できる全屋暖房とすること。 暖房エネルギーを低減できる性能を確保する仕様とすること。 ・UA値 0.46W/(㎡・K)以下 ・BEI=1.0以下 ・C値 2.0 cm²/㎡以下
	美しい まちなみ の形 成	住宅(附属建築物等を除く。)の外壁は、道路境界線から1m以上後退すること。
地 域 らしさ	地 域 資 源の活 用	地域の気候・風土を活かした住宅の計画・設計とすること。

(2)北方型住宅 ECO

4つの 基本性能	項目	内容
長寿命	高い 耐久性	構造部材の耐久性を確保する対策が講じられた仕様とすること。(含水率 20%以下の乾燥材または集成材を使用、外壁に通気層を設置)。 小屋裏または屋根裏換気のための換気口を断熱方法及び屋根形状に応じて適切に設けること。 外装の耐久性を向上させるよう配慮すること。(開放目地、耐候性の高いシーリング材の使用等。)
	維持管理の容易さ	給排水管等の維持管理が容易であるよう対策が講じられた 仕様とすること。(構造躯体・仕上材に影響を及ぼすことなく 給排水管等の補修・点検、排水管の清掃を行うことができ ること。)
安心·健 康	高齢社会	高齢者等が安心して生活できるよう対策が講じられた仕様とすること。(住宅内の移動等に伴う転倒、転落等を防止するための基本的な措置、車いす使用者対応。)
	健康で 快適な 室内空間	ホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がない建築材料を使用するか、またはこれらと同等以上にホルムアルデヒドの発散量が少ない建築材料を使用すること。(F☆☆☆等級の使用等。) 必要な換気量と適切な換気経路が確保される換気システムとすること。

		暖房方式は、セントラルヒーティングを原則とし、住宅内の室温が適正に確保できる全屋暖房とすること。
環境との共生	省工ネ	暖 房 エネルギーを低 減 できる性 能 を確 保 する仕 様とすること。 ・UA 値 0.38W/(㎡・K)以下 ・BEI=1.0 以下 ・C 値 1.0 cm²/㎡以下[実測]
	美しい まちなみ の形 成	住宅(附属建築物等を除く。)の外壁は、道路境界線から1m以上後退すること。
地 域 らしさ	地域資源 の活用	地域の気候・風土を活かした住宅の計画・設計とすること。

(3)北方型住宅 2020

(3)北万型	住宅 2020		
4つの 基本性能	項目	内 容	
長寿命	高い 耐久性	構造躯体が極めて希に発生する地震力の 1.25 倍の力に対して倒壊、崩壊等しない構造強度を確保すること。 構造部材の耐久性を確保する対策が講じられた仕様とすること。(含水率 20%以下の乾燥材または集成材を使用、外壁に通気層を設置)。 小屋裏または屋根裏換気のための換気口を断熱方法及び屋根形状に応じて適切に設けること。 給排水管等の維持管理が容易であるよう対策が講じられた	
	維持管理の容易さ	仕様とすること。(構造躯体・仕上材に影響を及ぼすことなく 給排水管等の補修・点検、排水管の清掃を行うことができ ること。)	
安心健康	高齢社会	高齢者等が安心して生活できるよう対策が講じられた仕様とすること。(住宅内の移動等に伴う転倒、転落等を防止するための基本的な措置、車いす使用者対応。)	
	健康で 快適な 室内空間	ホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がない建築材料を使用するか、またはこれらと同等以上にホルムアルデヒドの発散量が少ない建築材料を使用すること。(F☆☆☆等級の使用等。) 必要な換気量と適切な換気経路が確保される換気システムとすること。 暖房方式は、セントラルヒーティングを原則とし、住宅内の室温が適正に確保できる全屋暖房とすること。	
	自然災害への対応	地震時の倒壊を防ぎ自宅避難が可能となるよう、また、冬期に無暖房でも一定の室内温度を確保できるよう以下の性能を満たすこと。 ・構造躯体が極めて希に発生する地震力の 1.25 倍の力に対して倒壊、崩壊等しない構造強度を確保すること。<再掲> ・UA 値 0.34W/(㎡・K)以下・C 値 1.0 cm²/㎡以下[実測]	

環 境 との 共 生	省エネ	暖 房 エネルギーを低 減 できる性 能 を確 保 する仕 様とすること。 ・UA 値 0.34W/(㎡・K)以下 <再 掲 > ・BEI=0.8 以下 ・C 値 1.0 cm²/㎡以下[実測]<再掲>
	美しい まちなみ の形 成	住宅(附属建築物等を除く。)の外壁は、道路境界線から1m以上後退すること。
地 域 らしさ	地域資源 の活用	地域の気候・風土を活かした住宅の計画・設計とすること。

(4) 北方型住宅 ZERO

それぞれ、次の表のア及びイに掲げる性能等を満たすものとする。

ア 4つの基本性能

北方型住宅 2020 に規定する性能以上であるもの

イ СО2 削減ポイント

次の項目の組み合わせにより、ポイント数の合計が10ポイント以上であるもの

項目	内 容	ポイント数	備考
+		ハーンー数	IM 7
	外皮平均熱貫流率 UA 値を 0.28[W/(㎡・	3	
<u> </u>	K)]以下とする。		重複不可
	外皮平均熱貫流率 UA 値を 0.20[W/(㎡・	5	
の強化	K)]以 下とする。		
	窓の熱貫流率を 1.2[W/(㎡·K)]以下とし、	3	_
	かつ日 射 熱 取 得 率 η を 0.3 以 上とする。	5	
 通 風・ひさ	夏期に効果的に通風を行える窓の仕様及び	1	
	配置とする。	ı	_
し等の活し	採 光 面に設 置 する主 たる窓に有 効 なひさしを	-1	
用	設置する。	1	_
高効率設	第 一 種 熱 交 換 換 気 システムを採 用 する。	3	_
備等	パッシブ換 気 システムを採 用 する。	1	_
	太陽光発電設備を屋根面のみに設置する。	表 1による	
	太陽光発電設備を壁面のみにパネル容量2k	丰 1 /- ト フ	
	W 以 上を設 置 する。	表 1による	重複不可
	太陽光発電設備を屋根面と壁面に合計パネ	± 1 /- L 7	
<u> </u>	ル容量 5kW 以上を設置する。	表 1による	
再生可能ト	太陽光発電設備に加え時間帯選択式ヒート	5	
エネルギー	ポンプ給 湯 器 を採 用 する。	5	_
の活用	太陽光発電設備に加え蓄電池を設置する。	5	_
	太陽熱を利用した給湯装置を設置する。	5	_
	地 中 熱ヒートポンプ温 水 暖 房 機 を設 置 する。	2	_
	薪 や木 質 パレット等 の木 質 バイオマスを活 用し	-1	
	た暖房機器を設置する。	1	_
地 域 咨 澒		0	
の活用	主たる構造材等に道産木材を活用する。	2	_

表 1

福 日	太陽光発電容量	ポイント数		
項目		多雪区域	多雪区域外	
	1kW 以下	3	4	
太陽光発電設備を屋根面のみに	2kW 以下	4	5	
設置する	6kW 以下	5	6	
	6kW を超える	6	7	
太陽光発電設備を壁面のみにパネル容量2kW以上を設置する。	2kW 以上	3	3	
太陽光発電設備を屋根面と壁面 に合計パネル容量 5kW 以上を設 置する。	5kW 以上	6	7	

第5建設・維持保全時の基準

北方型住宅は、次の各項目について適合していること。

項目	内 容
専門技術者の関与	・設計業務に当たっては、きた住まいるメンバーであり、BIS または BIS-M の資格を有する者が、住宅の温熱環境に関する内容の確認を行うこと。 ・建設工事に当たっては、きた住まいるメンバーであり、BIS-E または BIS-M の資格を有する者が、断熱気密工事に関する内容の確認を 行うこと。
住宅性能の 見える化	設計者若しくは建設業者は、住宅取得者に対して、住宅の概要や性能の評価等について説明すること。
住宅履歴 情報の保管	・住宅取得者は、計画的・効率的な修繕が可能となるよう、新築時の住宅の仕様や性能について記録を作成し、保管すること。 ・住宅取得者は、適切な点検や修繕等が行えるよう、維持保全計画を作成し、保管すること。また、作成した維持保全計画に基づき、適切に維持保全を行うこと。

第6 推奨項目

以下の項目は、設計及び建設時に努めること

4つの 基本性能	項目 内容	
	高い 耐久性	構造躯体が極めて希に発生する地震力の 1.25 倍の力に対して倒壊、崩壊等しない構造強度を確保するよう配慮すること。 外装の耐久性を向上させるよう配慮すること。(開放目地、耐候性の高いシーリング材の使用等。)
長寿命	高い 耐用性	生活様式や世帯の変化等に対応して、間取りの変更等が容易に行えるよう、次の項目に配慮すること。 ・居室等の使用形態の変更や改修などに容易に対応可能な平面計画、断面計画、構造計画及び設備計画を採用すること。 ・浴室、便所及びユーティリティ部分については、充分な面積を確保すること。

	T	
安 心 · 健 康	高齢社会 か対応 健康の を を を を を の対応	積雪期に屋外を安全に移動できるよう、次の項目に配慮すること。 ・住宅玄関までのアプローチの積雪及び凍結を防ぐための措置が講じられていること。 ・住宅玄関までのアプローチでの移動に伴う転倒等を防ぐための基本的な措置が講じられていること。 日射の遮蔽や通風の確保など、夏季の防暑に配慮すること。
	自然災害 への対応	自然 災害 への対 応 のため、次 の項 目 に配 慮 すること。 ・災 害 時 に転 倒・落 下 物 の防 止、避 難 経 路 の確 保 すること。 ・災 害 発 生 後 に一 時 的 な自 立 ができること。 ・ハザードマップに基 づき危 険 地 における対 策 を施 すこと。
	省工ネ	・BEI=0.75以下 気密測定を実施するなど、気密性能の確認に配慮すること。 住宅における環境負荷を低減するよう、次の項目に配慮すること。 ・エネルギー消費量の少ない暖房、給湯、照明などの建築設備を使用すること。 ・建設時及び改修時の廃棄物発生量の少ない設計及び施工とすること。 ・環境に配慮した建築部材・資材を使用すること。 ・パッシブソーラーシステムなど自然エネルギーや未利用エネルギーを活用すること。
環 境 との 共 生	敷地内の雪処理	敷地内の雪処理のための労力やエネルギーが少なくなるよう、次の項目に配慮すること。 ・住宅の配置や屋根の形状について、敷地内の雪処理量が少なくなるような計画及び設計とすること。 ・除排雪作業のしやすさや積雪の地域性を考慮した堆雪空間を確保すること。 ・敷地内での雪処理を基本として、除雪量、敷地外への雪の排出量について確認すること。
	美しい まちなみ の形 成	美しいまちなみを形成するよう、次の項目に配慮すること。 ・住宅及び附属建築物等の外観を構成する材料には、 周辺のまちなみと調和する色調及び素材感を持つものを 採用すること。 ・オイルタンク等の附属物は、その配置などについて道路 からの景観に配慮すること。 ・敷地内の空地は植樹、植栽等緑化に努めるとともに、 植栽の種類や樹種について周辺のまちなみとの調和、建 設地の気候及び敷地内の配置の適性並びに維持管理の 負担を考慮した植栽計画を立てるよう配慮すること。
地 域 らしさ	地域資源の活用	地域の資源を積極的に活用するよう、次の項目に配慮すること。 ・道内産木材をできる限り使用すること。

	・ 地場の材料を活用した建築部材・資材等を採用するこ
	Ł。
	・ 地 域 エネルギーをできる限り活 用 すること。(地 中 熱 、
	薪、ペレットなどのバイオマス等)
地域の	市 町 村 の施 策 に適 合 するよう配 慮 すること。
活性化	中 町 州 の 施 束 に 週 百 9 るより即 僡 9 ること。

附 則

この基準は、令和5年5月31日から施行する。